

2023年8月23日
日本労働組合総連合会

「2023年度 連合の重点政策」
(2023年4月～2024年3月)

(4) 雇用の安定と公正労働条件の確保

○ILOの「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約の批准に向け、ハラスメント対策関連法の改正により、ハラスメントそのものを禁止する規定を創設する。あわせて、性的指向・性自認に関する差別・偏見をなくし、すべての人の対等・平等、人権の尊重のために、性的指向・性自認に関する差別を禁止する法律を制定する。

(5) ジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現

○コロナ禍によりとりわけ大きな打撃を受けた非正規雇用で働く女性、DV等により困窮した女性、就職活動中の学生に対し、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第9条-第13条を踏まえ、包括的な公的相談・支援体制を強化する。あわせて第19条にもとづきNPO等民間団体が行う直接的な支援に対する助成を強化するとともに、宿泊・避難施設や食料・衛生用品等を特別に提供する対策を行う。

○政府は「第5次男女共同参画基本計画」で「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取り組みを進める」との目標を掲げているが、世界の潮流は「2030年までに意思決定の場に女性が50%入ること」であることを踏まえ、女性の参画拡大を喫緊の課題とし、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて早期の目標達成をめざす。

(6) すべての世代が安心できる社会保障制度の確立

○希望するすべての子どもが利用でき、質の担保された子ども・子育て支援サービスの提供体制を確保するため、保育所などの職員配置の改善や安全面の強化、賃金・労働条件改善による人材確保などを推進するとともに、社会保障・税一体改革も踏まえた財源確保を確実に進行。また、こども基本法にもとづき、子どもの権利擁護、子ども・子育て政策の立案・実施、子どもに対する体罰の禁止などの周知徹底、児童相談所などの体制強化を支援する。